

## 刈谷城盛上げ隊運営業務委託仕様書

### 1 業務の名称

刈谷城盛上げ隊運営業務委託（以下「本業務」という。）

### 2 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

### 3 業務の目的

刈谷藩歴代藩主等から構成される刈谷城盛上げ隊（以下「盛上げ隊」という。）の役割である、刈谷の歴史・文化を広く市民等へ広報すること、刈谷城の復元に向けた機運を高めること、歴史・文化を通じた市の観光PRを行うことを達成するための運営業務を行う。

### 4 本業務の概要

- (1) 盛上げ隊が指定のイベント等に出演するためのマネジメント業務及びその活動報告
- (2) 広報活動
- (3) 刈谷藩歴代藩主の家紋入り甲冑（以下「甲冑」という。）、鎧下衣装、陣羽織等の貸与衣装等（以下「甲冑等」という。）の管理・保管等
- (4) 盛上げ隊隊員の確保に関する活動
- (5) 賠償責任保険等への加入

### 5 本業務内容の詳細

- (1) 盛上げ隊が指定のイベント等に出演するためのマネジメント業務及び活動報告

盛上げ隊が、次のア又はイに出演するためのマネジメント業務（出演に関する出演先との調整、出演時のアテンド業務、パフォーマンスに必要な台本作成、パフォーマンス指導、音響素材制作及び音響設備設置に関すること。）を行う。

年間の出演回数は35回とし、その割り当ては原則次のア・イのとおりとする。

#### ア 定期出演

- (ア) 内 容 盛上げ隊の効果的な活動を行うため、市民等とのふれあいに重点を置いて出演し、目的達成に向けたパフォーマンス

ス、チラシの配布等を行う。

(イ) 場 所 刈谷市歴史博物館。ただし、発注者が認める場合はその限りではない。

(ウ) 回数及び人数

年間12回とし、土曜日又は日曜日のいずれかで行う。  
各回2人以上の隊員が出演すること。

イ 指定イベント等への出演

(ア) 内 容 発注者が指定するイベント等に盛上げ隊が出演し、目的達成に向けた独自のパフォーマンス、チラシの配布等を行う。

(イ) 場 所 原則市内。ただし、市内で出演する場合以上に、目的達成が見込めるイベント等であると発注者が判断した場合は、受注者と協議できるものとする。

(ウ) 回数及び人数

以下の①及び②を満たすこと。

①イベントの回数

35回からアの回数を差し引いて得た回数(年間23回)

②隊員の出演回数

各イベントへ出演する隊員の人数は任意とするが、全隊員の年間出演回数の合計が122回になるよう出演すること。ただし、大名行列・山車祭及びわんさか祭りについては、在籍する全隊員が勢揃いで出演するよう努めること。

なお、イのイベント等へ出演するにあたっては、編成を勢揃い隊(10～7人)、選抜隊(6～4人)又は精鋭隊(3～2人)の3つに区別し発注するものとし、その人数の隊員が出演できるよう努めること。ただし、目的達成のために必要な場合は、発注者と受注者が協議の上、ア、イの割り当て回数や出演イベントを変更できるものとする。

ウ 活動報告

ア又はイの出演後、速やかに活動内容を発注者に指定の様式で報告する。

## (2) 広報活動

ア 専用ホームページ、SNS等を活用し、出演の事前告知や活動実績の掲載等の更新を行い、活動内容を広く周知できるよう情報発信を行う。

イ 盛上げ隊を紹介するポスター、チラシ、啓発グッズ等を作成し、各種イベント等で掲示及び配布する。作成にあたり必要な素材等の提供について、発注者は可能な限り協力するものとする。

ウ 各種メディアを活用した盛上げ隊の広報を行う。

## (3) 甲冑等の管理・保管等

ア 甲冑等(別表)は、委託業務履行期間中、受注者に無償で貸与する。ただし、発注者から指示があった場合は、速やかに返却しなければならない。

イ 受注者は、保管に適切な場所を選定し、委託業務履行期間中の破損・紛失等がないよう努めなければならない。

ウ 受注者は、甲冑等を常に清潔に保ち、簡易な修繕、調整等を自ら行い、点検・整備に努めなければならない。ただし、甲冑等について専門的な知識に基づく修繕、調整等が必要と判断した場合は、発注者との協議の上、発注者が専門的知識を有する業者等に修繕、調整等を依頼するものとする。

エ 発注者は毎年度1回、受注者の管理状況について確認するものとする。

オ アからエ以外で、甲冑の経年劣化、接触による破損等により大規模な修繕等の費用が必要な場合は、発注者と協議することができる。

## (4) 盛上げ隊隊員の確保に関する活動

ア 広く市民等を対象として、盛上げ隊隊員が甲冑の数と同人数に達するまで、隊員の確保のための募集から受付までの活動を行うものとする。

イ 盛上げ隊隊員に契約締結時の人数から欠員が生じることが判明した場合は、速やかに発注者に報告する。

## (5) 賠償責任保険等への加入

受注者は、本業務に係る盛上げ隊及び各種イベント等参加者への補償のための賠償責任保険等に加入するものとする。

## 6 委託料の支払い

発注者は、委託業務履行のため必要がある場合には、受注者からの請求に基づき、業務実施期間の各年度の半期終了毎に、各年度の委託金額の10分の5に相

当する委託料を支払うことができる。

#### 7 委託業務に関する経理

委託業務の経理については、次のとおりとする。

- (1) 会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して収入額及び支出額を記載し、委託経費の使途を明らかにしておくこと。
- (2) 支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくこと。

#### 8 委託業務完了時の提出書類

各年度の業務完了後は、速やかに以下の書類を発注者に提出すること。

- (1) 実績報告書（各イベント出演内容が分かるもの。）
- (2) 完了届
- (3) その他、発注者が必要と認める書類

#### 9 5 (1) に掲げる以外のイベントへの出演等

受注者は、事前に発注者と協議の上、発注者が承認した場合は、「刈谷城盛上げ隊」の名称及び甲冑等を使用し、市内外のイベント等に出演することができる。ただし、次の(1)に該当する場合は除く。

##### (1) 出演対象から除くイベント等

ア 次の各号のいずれかに該当するイベント等

- (ア) 盛上げ隊の品位を損なうおそれのあるもの
- (イ) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (ウ) 政治性及び宗教性があるもの
- (エ) 人権侵害、差別若しくは名誉き損となるもの又はそのおそれのあるもの
- (オ) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (カ) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱すもの又はそのおそれのあるもの
- (キ) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (ク) 前各号に掲げるもののほか、発注者が適当でないと判断したもの

イ イベント等の主催者が次の各号のいずれかに該当する場合。

- (ア) 法令等に違反しているもの又はそのおそれのあるもの
- (イ) 主催者（団体にあつては代表者を含む。）の行う事業又は行為が社会

的批判の対象となっているもの

(ウ) 風俗営業、ギャンブル及びこれに類する事業を営んでいるもの

(エ) 前各号に掲げるもののほか、発注者が適当でないと判断したもの

(2) 活動報告

出演後、速やかに活動内容を発注者に指定の様式で報告する。

10 その他

(1) 別表に掲げる甲冑等以外の衣装・小道具等が演舞等で必要となった場合は、受注者で準備する。

(2) イベント出演における着付けは受注者等にて行うこと。

(3) 「刈谷城盛上げ隊」の名称は、発注者に帰属する。

(4) 盛上げ隊に関連する商品の企画開発及び販売については、事前に発注者と協議の上、実施できるものとする。

(5) 受注者及び盛上げ隊の活動に起因する苦情やトラブルについては、速やかに対応・改善するとともに、発注者にその顛末を書面にて報告すること。

(6) 業務上知り得た情報を第三者に漏らしたり、別の目的に使用したりしないこと。

(7) 活動については、安全衛生に細心の注意を払うこと。

この仕様書に疑義があるとき、または定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(別表)

	種別	単位	数量		種別	単位	数量
甲冑	水野 忠政	1セット	1	その他	陣羽織	1着	4
	水野 勝成	1セット	1		背旗・竿	1セット	9
	水野 忠清	1セット	1		旗（盛上げ隊）	1枚	5
	松平 忠房	1セット	1		竿（旗用）	1本	1
	松平 定政	1セット	1		法螺貝	1個	1
	稲垣 重綱	1セット	1		インカム	1点	3
	阿部 正春	1セット	1		サンプラー	1個	1
	本多 忠良	1セット	1		スピーカー	1個	2
	三浦 明敬	1セット	1				
	土井 利信	1セット	1				
夏季用衣装	水野 忠政	1セット	1				
	水野 勝成	1セット	1				
	水野 忠清	1セット	1				
	松平 定政	1セット	1				
	阿部 正春	1セット	1				
	土井 利信	1セット	1				
武具	刀	1振り	10				
	竹光	1振り	10				
	竹光用刀身	1本	10				
	槍	1本	4				
	火縄銃	1丁	5				